

## 新社会福祉法人会計基準への提言

### —社会福祉法の改正を受けて—

○ 関西学院大学 三宅 由佳 (008942)

キーワード：社会福祉法人、社会福祉法、社会福祉法人会計基準

#### 1. 研究目的

近年、社会福祉法人は厳しい指摘を受けている。規制緩和による多様な経営主体の福祉参加により社会福祉法人への助成や優遇税制の在り方を疑問視する声である。それらの指摘は、社会福祉法人の役割、位置づけを検討する時期に来ていることも影響しているが、社会福祉法人のガバナンスの脆弱さ、事業運営の不透明性が原因として挙げられる。社会福祉法人は、根拠法である社会福祉法において、「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない」とされている。社会福祉法人は根拠法の定義に立ち戻り、「自主的な経営基盤の強化」及び「事業経営の透明性の確保」を図り、社会から求められる福祉サービスの提供を目指さなければならない。

平成27年の社会福祉法改正、及び平成23年の新社会福祉法人会計基準の施行により、今後「自主的な経営基盤の強化」及び「事業経営の透明性の確保」が図られることを期待する。しかし、経営の中核となる本部機能に関する資金の取扱いや会計処理、情報開示については新社会福祉法人会計基準においての定義が不十分だと考える。会計は、対象となる法人への社会からの要請に応える情報を提供する使命がある。そして社会からの要請は時代によって変化するが、会計はその時代の要請を果たすものでなければならない。今回の社会福祉法の改正を受け、新社会福祉法人会計基準の本部機能に関する定義を再度検討すべきではないかと考える。

本研究は、現代において社会福祉法人の本部機能に求められる役割と開示すべき内容を明らかにし、それを支える会計基準を提言することを目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

今回の社会福祉法の改正は、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度の改革と福祉人材の確保の促進を進める内容となっている。改正にあたっては、社会福祉法人制度に関して閣議決定や報告書の提出がなされており、これらの内容を理解することは今回の社会福祉法改正の意図を理解する上で有効である。

また社会福祉法人の財務諸表については、適用される会計基準が近年改訂された。改訂された社会福祉法人会計基準は、平成27年4月以降全ての法人で適用されるため、平成27年度決算（平成28年3月31日決算）をもって、新基準での財務諸表が出そろふことになる。社会福祉法改正の社会福祉法人経営への影響、及び社会福祉法人会計基準との整合性を検討するために、本研究では社会福祉法改正に至るまでの経緯、及び社会福祉法人会

計制度の変遷について整理し、社会の要請に沿った会計基準の在り方を考える。その中で新社会福祉法人会計基準については、今後の運用上の課題についても考察する。

なおこの要旨提出日（平成27年5月8日）現在において、社会福祉法の改正法案は成立していない。内容に変更が生じた場合には、発表時の配布資料にて説明する。

### 3. 倫理的配慮

配慮が必要な場合には、日本社会福祉学会の研究倫理指針を遵守する。

### 4. 研究結果

改正社会福祉法においては、経営組織のガバナンス強化の一環として議決機関としての評議員会必置を、また財務規律強化の一環として役員等関係者への特別の利益供与の禁止等が織り込まれている。この改正による会計基準への影響として、本部会計における経費負担の考え方の整理、及び役員等関係者との取引に関する情報開示について検討した。

本部会計に係る経費については、会計基準では「理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なもの」と定めている。収入に関しては、現行の介護報酬・補助金等の体系では法人本部の人件費等は算定しておらず、寄附金等以外の収入は事業からの繰入金収入によるしかない。しかし現行の資金使途制限通知では、保育所・措置施設において法人本部への繰入に制限が設けられている。改正社会福祉法においては、議決機関としての評議員会必置が定められたため、設置に伴う明確な本部経費が発生すると考えられる。今後は法人全体で本部機能の重要性を認識し、本部機能がその役割を十分に果たせるように、必要経費を法人全体で確保する仕組みに変更すべきである。法人のいずれにも属さない経費ではなく、法人全体に係る経費として積極的な定義を会計基準に求めたい。

また役員等関係者との取引に関する情報開示については、新基準においてその取引内容を財務諸表に注記することとされている。対象者は社会福祉法人の役員及びその近親者であるが、役員の範囲は有給常勤役員に限定される。取引の妥当性の検証を行うためには、有給無給、常勤非常勤を問わず役員とその近親者を対象とすべきである。そして年間1,000万円を超える取引が注記対象となるが、小規模法人にとって年間1,000万円を超える取引は限定されるため、取引実態を把握した上で設定金額の見直しをすべきである。

### 5. 考察

本研究では、社会福祉法の改正を受けた社会福祉法人会計基準の見直しを検討した。社会福祉法人に係る会計制度は常に先行する会計制度（企業会計原則、公益法人会計基準）からの影響を受けるが、社会福祉法人特有の要請を反映したものにならない。よって、社会から求められる社会福祉法人の在り方を理解し、根拠法となる社会福祉法が意図する所を把握した上で、それを会計の面から支える社会福祉法人会計基準の構築を提言したい。今後、社会福祉法と社会福祉法人会計基準とが両輪となり、社会福祉法人の「自主的な経営基盤の強化」及び「事業経営の透明性の確保」が実現することを期待したい。